

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

### 目 次

#### 告 示

生活保護法による介護機関の指定（五六九・福祉政策課）  
 生活保護法による指定介護機関の変更（五七〇・福祉政策課）  
 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出（五七一～五七五・商工業振興課）  
 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（五七六・商工業振興課）  
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要（五七七・商工業振興課）  
 平成十四年度林業改良指導員資格試験の実施（五七八・秋田スギ振興課）

#### 告 示

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（五七九、五八〇・都市計画課）  
 道路区域の変更（五八一・道路環境課）  
 道路の供用開始（五八二、五八三・道路環境課）  
 公 告  
 土地改良区の役員 の 退任及び就任の届出（仙北総合農林事務所）  
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）四件  
 特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）  
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）

秋田県告示第五百六十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条  
 の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ケアセンター一心堂	有限会社トータルケア 一心堂取締役社長	大館市字一心院南二十九番地三	居宅介護支援事業	平成十二年四月一日
ケアセンター一心堂	有限会社トータルケア 一心堂取締役社長	大館市字一心院南二十九番地三	通所介護	平成十三年五月一日
レンタルけあ	株式会社大曲仙北介護 支援事業所代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五の一	福祉用具貸与	平成十四年五月一日
あすなる訪問看護ステーション	株式会社大曲仙北介護 支援事業所代表取締役	大曲市田町二十の二十三	訪問看護	平成十四年三月七日

五輪坂居宅介護支援事業所	名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
羽後町長			雄勝郡羽後町林崎字五 林坂二十一の一	羽後町指定居宅介護支 事業所	五輪坂居宅介護支援事業 所	平成十四年四月一日

秋田県告示第五百七十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用  
する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

株式会社虹の街大曲営業所	株式会社虹の街代表取 締役	大曲市戸時字谷地添百十二の一	訪問入浴介護 居宅介護支援事業	平成十四年五月一日
J Aこまちホームヘルプサ ービス事業所	こまち農業協同組合代 表理事組合長	湯沢市表町一丁目二番七号	福祉用具貸与	平成十四年三月一日
株式会社虹の街能代営業所	株式会社虹の街代表取 締役	能代市字松長布二百九十三の二	居宅介護支援事業	平成十四年四月一日
J A秋田みなみホームヘル プサービス事業所	秋田みなみ農業協同組 合代表理事組合長	南秋田郡若美町払戸字大堤百六十	福祉用具貸与	平成十四年四月一日
医療法人仁恵会介護老人福 祉施設昭平苑	医療法人仁恵会理事長	湯沢市柳田字中嶋二百二十七番地の一	通所リハビリテーショ ン 短期入所療養介護	平成十二年四月一日
株式会社虹の街大館営業所	株式会社虹の街代表取 締役	大館市片山町一丁目三の十五	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業	平成十四年七月一日
しらゆり訪問介護	有限会社しらゆり代表 取締役	能代市字機織轄ノ目九十三番地	訪問介護	平成十四年六月十五日

羽後町五輪坂デイサービスセンター	羽後町長	雄勝郡羽後町林崎字五林坂二十一の一	羽後町指定通所介護事業所 羽後町デイサービスセンター	羽後町五輪坂デイサービスセンター	平成十四年四月一日
------------------	------	-------------------	-------------------------------	------------------	-----------

秋田県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

男鹿ショッピングセンター

男鹿市脇本脇本字石館十六外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十四年八月八日

二 届出年月日

平成十四年八月七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ新西目店  
由利郡西目町沼田字新道下千百一十一外  
変更しようとする事項
- (三) 小売業を行う者の閉店時刻  
マックスバリュ東北株式会社  
ア 変更前 午後十時  
イ 変更後 翌日の午前零時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで  
イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十四年八月八日
- 二 届出年月日  
平成十四年八月七日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
西目町役場 産業課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

- 平成十四年八月二十七日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦  
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ新雄物川店  
平鹿郡雄物川町沼館字佐田一番地の一外  
変更しようとする事項
- (二) 小売業を行う者の閉店時刻  
マックスバリュ東北株式会社  
ア 変更前 午後十時  
イ 変更後 翌日の午前零時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで  
イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十四年八月七日
- 二 届出年月日  
平成十四年八月六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
雄物川町役場 企画商工課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

天王ショッピングセンター

南秋田郡天王町天王字蒲沼六十三の二十七

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十四年八月七日

二 届出年月日

平成十四年八月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

天王町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西馬音内ショッピングセンター

雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十四年八月六日

二 届出年月日

平成十四年八月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
羽後町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(二) 意見の理由

秋田県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 満

湯沢市前森一丁目二番六号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER TRUST 雄物川店

平鹿郡雄物川町造山字社ノ前地内

(三) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

ア 変更前 スーパーセンターNマート

イ 変更後 SUPER CENTER TRUST 雄物川店

(四) 変更の年月日

平成十四年八月八日

(五) 変更する理由

ア 他の小売業者の店舗の名称との区別を明確にするため

イ スーパーマーケットとの業態の違いを明確にするため

二 届出年月日

平成十四年八月八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
雄物川町役場 企画商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(二) 意見の理由

秋田県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
角館プラザ

仙北郡角館町横町四十六番地

二 角館町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
角館町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間

縦覧期間

平成十四年八月二十七日から同年九月二十七日まで

秋田県告示第五百七十八号

林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年秋田県条例第四号。以下「条例」といふ。)(第二条の規定により、次のとおり平成十四年度林業改良指導員資格試験を実施するので、条例第五条の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

(1) 筆記試験

平成十四年十二月二日(月)午前九時三十分から午後二時まで

(2) 口述試験

平成十四年十二月二日(月)午後二時三十分から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目二番十二号 地方職員共済組合秋田県宿泊所みずほ苑

二 試験項目

(一) 必須項目

林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎知識)及び普及方法

(二) 選択項目

森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械及び林業土木のうちから二項目を選択

三 受験資格

条例第四条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

(二)(1) 添付書類

履歴書

条例第四条の大学その他の教育機関の卒業証明書若しくは卒業見込証明書、同条の検定の合格証明書又は林業改良指導員資格試験条例施行規則(昭和六十年秋田県規則第十五号)第二条第二項の認定書

(3) 条例第四条第二号又は第三号に該当する者にあつては、試験研究機関等従事

証明書

証明書

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

平成十四年八月二十八日(水)から同年九月二十七日(金)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部秋田スギ振興課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の交付

(一) 期間及び時間

秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十八日(水)から同年九月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後四時まで。

(二) 郵送の場合は、締め切り日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部秋田スギ振興課

郵送の場合は、封筒の表に「林業改良指導員資格試験受験」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額

三千三百円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十四年十二月中旬に県庁正面公告板に氏名を掲示するとともに、合格者へは書面で通知する。

九 その他

(一) 条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を平成十四年九月十三日(金)までに知事に提出し、認定を受けること。

(3)(2)(1) 受験資格認定申請書

履歴書

(3)(2)(1) 最終学校卒業証明書

(二) 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八条)第二十二條第一項の規定により、口頭により開示請求することができる個人情報項目並びに開示請求できる期間及び場所は次のとおりとする。

(1) 個人情報項目

試験等の名称

試験等の名称

林業改良指導員資格試験

開示できる内容

科目別得点及び順位

口述試験総評定

(2) 開示請求の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十三日(金)から平成十五年一月十四日(火)まで  
午前八時三十分から午後五時まで

(3) 開示請求の場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部秋田スギ振興課

(4) 本人であることを確認するために提示を求めめる書類

受験願書

(三) 試験についての問い合わせ先

農林水産部秋田スギ振興課普及研修班(電話〇一八 八六〇 一九二九)

秋田県告示第五百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十四年八月二十七日

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画道路(三・四・十二号御所野追分線及び三・四・十六号秋田港北線)

の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・四・十二号御所野追分線

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下六番一地先から九五番四地先まで		一三・三〇、一六・五〇	〇・〇五三

(二) 変更した部分 秋田市下新城中野字琵琶沼  
三・四・十六号秋田港北線

追加した部分 秋田市飯島古道下川端、字堀川及び下新城中野字街道端西

変更した部分 秋田市土崎港相染町字大浜、字浜ナシ山及び飯島字古道下川端

削除した部分 秋田市飯島字古道下川端

三 都市計画の変更年月日 平成十四年八月二十七日

秋田県告示第五百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十四年八月二十七日

一 都市計画の種類及び名称

男鹿市計画道路(三・四・五号羽立田中線)の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 男鹿市船川港比詰字大沢田、字神明堂脇、字大巻及び金川字上小友、字下小友

削除した部分 男鹿市船川港比詰字鶴巻

三 都市計画の変更年月日 平成十四年八月二十七日

秋田県告示第五百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

新	三百四十二号	〃	一三・三〇〇三五・五〇	〇・〇五三
---	--------	---	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年八月二十七日から同年九月九日まで  
 (二) 期間 平成十四年八月二十七日から同年九月九日まで

秋田県告示第五百八十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年八月二十七日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	横手大森大内線	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南二二八番一から字根田谷地西五二番一まで	

二 供用開始の期日 平成十四年八月二十七日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年八月二十七日から同年九月九日まで  
 (二) 期間 平成十四年八月二十七日から同年九月九日まで

秋田県告示第五百八十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年八月二十七日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
			由利郡大内町岩野目沢字横長根一七〇番地

県道	本荘大内線	先から字小増沢一六番一地先まで
----	-------	-----------------

二 供用開始の期日 平成十四年八月二十七日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年八月二十七日から同年九月九日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡角館町稔土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名	仙北郡角館町雲然字稔四百八番地の一	高橋正美
〃	〃 字稔前田五十七番地	高橋謙治
〃	〃 〃 二百番地	鈴木修悦
〃	〃 字稔二百五十二番地の二	鈴木修悦
〃	〃 字田頭三十三番地	阿部純栄
〃	〃 字稔二十番地の一	鈴木邦博
〃	〃 下延字上野坊百四十八番地の二	高橋栄喜
〃	〃 雲然字稔百八十番地	石郷岡勇一
〃	〃 〃 百六十番地	石郷岡敏美
〃	〃 字田中百二十五番地	高橋弘
二 就任理事の住所及び氏名	仙北郡角館町雲然字稔百八十番地	石郷岡勇一
〃	〃 字稔前田二百番地	鈴木脩市
〃	〃 字稔二十番地の一	鈴木邦博
〃	〃 字田中百二十五番地	高橋弘

仙北郡角館町雲然字碓四百八番地の一	高橋正美
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地の二	阿部純栄
仙北郡角館町雲然字碓三百六十六番地の二	鈴木八寿男
仙北郡角館町雲然字碓三百六十番地	石郷岡敏美
仙北郡角館町雲然字碓前田五十七番地	高橋謙治
仙北郡角館町雲然字碓前田五十九番地	青柳良成
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	高橋寛三
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	藤原良悦
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	伊藤信男
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	伊藤信男
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	高橋寛三
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	高橋栄喜
仙北郡角館町雲然字碓四百一十番地	伊藤信男

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - (二) 購入物品の仕様等
  - (三) 購入物品の仕様等
  - (四) 購入物品の仕様等
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 三 契約締結の場所
- 四 納入場所
- 五 納入期限
- 六 平成十五年三月二十四日(月)
- 七 納入場所
- 八 県が指定する場所
- 九 入札に参加する者に必要な資格
- 十 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- 十一 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 十二 契約締結を示す場所等
- 十三 契約締結を示す場所
- 十四 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 十五 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 十六 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十七日(火)から同年十月七日(月)までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所
- (四) 平成十四年十月十一日(金)午後一時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
- (六) 平成十四年十月十一日(金)午後一時 (一)に掲げる場所
- (七) 入札の方法
- (八) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (九) その他
- (十) 契約手続において使用する言語及び通貨
- (十一) 日本語及び日本国通貨
- (十二) 入札保証金及び契約保証金
- (十三) 入札保証金
- (十四) 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (十五) 契約保証金
- (十六) 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (十七) 入札保証金の納付を免除される者
- (十八) 次のア又はイの書類を平成十四年十月八日(火)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
- (十九) なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (二十) ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者  
 (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要

その他 詳細は、入札説明書による。

#### 五 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Gynecological Examination Clinical Car

2 Time-limit of tender : 1:05 P.M. 11 October, 2002

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

循環器検診車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十四日(月)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十七日(火)から同年十月七日(月)までの期間、随時交付する。

(四) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十月十一日(金)午後一時二十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年十月十一日(金)午後一時十五分 (一)に掲げる場所

(六) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年十月八日(火)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。  
落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)六 契約書作成の要否 要  
その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 ECG Examination Clinical Car
- 2 Time-limit of tender : 1:20 P.M. 11 October, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
胃部撮影検査車 一台
- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。  
納入期限  
平成十五年三月二十四日(月)

- (三) 納入場所
- (四) 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十四年八月二十七日(火)から同年十月七日(月)まで期間、随時交付する。

- (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年十月十一日(金)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年十月十一日(金)午後一時三十分 (一)に掲げる場所

- (五) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
  - (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
  - (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年十月八日（火）午後三時までに三（一）に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類（契約書、支払通知書の写し等（二件以上））及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
  - (4) 契約保証金の納付を免除される者  
（3）アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
  - (三) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
  - (四) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
  - (五) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要  
その他  
詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Stomach X-ray Examination Clinical Car
- 2 Time-limit of tender : 1:35 P.M. 11 October, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ナノ加工用イオンビームエッチング装置 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月三十一日（月）
  - (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十七日（火）から同年十月七日（月）

- までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年十月十一日(金)午後一時五十分 秋田県庁地下一階管財課入札室  
郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年十月十一日(金)午後一時四十五分 (一)に掲げる場所  
入札の方法
- (四) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年十月八日(火)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者  
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者と

する履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

## (三) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

## (四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

## (五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (七)(六) 契約書作成の要否 要

その他

詳細は、入札説明書による。

## 五 概要

## Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Focused Ion Beam Etching System 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 1:50 P.M. 11 October, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一(一) 落札に係る物品の名称及び数量

ロータリー除雪車(二・六メートル級ほか) 五台

## (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

## (三) 落札者を決定した日

平成十四年七月二十九日

## (四) 落札者の名称及び住所

- (六) 北日本ティーシーエム・イワフジ株式会社  
秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地六十二  
落札金額  
一億九千五万円
- (五) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年六月十四日
- (四) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 四台
- (三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十四年七月二十九日
- (二) 落札者の名称及び住所  
コマツ秋田株式会社  
秋田市川尻大川町九番四十八号  
落札金額  
八千五百五万円
- (一) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年六月十四日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪トラック(十トン級ほか) 三台
- (六) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十四年七月二十九日
- (五) 落札者の名称及び住所  
太平興業株式会社秋田支店  
秋田市寺内字大小路二百七番地三十七  
落札金額  
四千九百三十五万円
- (四) 契約の相手方を決定した手続

- (七) 一般競争入札  
一般競争入札の公告を行った日  
平成十四年六月十四日
- (六) 落札に係る物品の名称及び数量  
凍結防止剤散布車(三トン級) 四台
- (五) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十四年七月二十九日
- (四) 落札者の名称及び住所  
北日本ティーシーエム・イワフジ株式会社  
秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地六十二  
落札金額  
五千百十三万円
- (三) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年六月十四日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪ドーザ(十三トン級) 二台
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十四年七月二十九日
- (七) 落札者の名称及び住所  
株式会社カワサキマシシステムズ北東北支店秋田営業所  
秋田市川尻大川町一番三十三号  
落札金額  
二千四百三十七万七千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
平成十四年六月十四日
- (五) 落札に係る物品の名称及び数量  
空港用高速スノーパ除雪車(自走式) 一台

- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十四年八月八日
- (四) 落札者の名称及び住所  
第一実業株式会社  
東京都千代田区二番町十一番十九号
- (五) 落札金額  
四千六百九万五千元
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十四年六月二十五日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量
  - (二) 流動特性評価装置 一式
  - (三) 購入物品の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 納入期限  
平成十四年十一月二十九日(金)
  - (六) 納入場所  
秋田県工業技術センター
  - (七) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (八) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (九) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (十) 契約条項を示す場所等
  - (十一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月二十七日(火)から同年九月五日(木)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札執行の日時及び場所  
平成十四年九月十一日(水)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- (六) その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄